## 競合品目・競合企業及び基準改正等により影響を受ける企業リスト

1.	ネクスガード キャット コンボ	1
2.	カーボジェット	2
3.	ゴキレス	3
4.	エクセーデC	4
5.	マリンジェンナー カワハギ $\alpha$ $\beta$	5
6.	動物用医薬品の毒劇薬の指定の要否について	6
7.	動物用生物学的製剤基準の一部改正について	6
8.	動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の	
	一部改正案について	6

品目   ト コンホ   年月日   日   看名     名名     ジャパン株式会社	申請品目	ネクスガード キャッ ト コンボ	申請年月日	令和2年4月30日	申請者名	ベーリンガーインゲル ハイムアニマルヘルス ジャパン株式会社
---	------	---------------------	-------	-----------	------	--------------------------------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競 合 企 業 名
競合品目1	レボリューション プラス	ゾエティス・ジャパン株式会社
競合品目2	アドボケート 猫用	エランコジャパン株式会社
競合品目3	ブラベクト プラス猫用	MSDアニマルヘルス株式会社

## 競合品目を選定した理由

猫の内部及び外部寄生虫の双方に対する効能・効果をもつ外用剤を選定した。

申請	カーボジェット	申請	△和二左10日00日	申請	住化エンバイロメンタル	
品目	カーホシェット 	年月日	令和元年12月23日	者名	サイエンス株式会社	

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競 合 企 業 名
競合品目1	ボルホ・50%	エランコジャパン株式会社
競合品目2		
競合品目3		

## 競合品目を選定した理由

本剤は「豚舎内のゴキブリの駆除」を効能又は効果として申請しているが、畜鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除対象として「ゴキブリ」を含む品目は「ボルホ・50%」しか製造販売されていないことより、本品目を競合品目として選定した。

申請	_^_1	申請	<b>△</b> 50 = 510 = 00 =	申請	
品目	コヤレス	年月日	令和元年12月26日	者名	日本液炭株式会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目1	ボルホ・50%	エランコジャパン株式会社
競合品目2		
競合品目3		

#### 競合品目を選定した理由

本剤は「豚舎内のゴキブリの駆除」を効能又は効果として申請しているが、畜鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除対象として「ゴキブリ」を含む品目は「ボルホ・50%」しか製造販売されていないことより、本品目を競合品目として選定した。

申請	エクセーデC	申請	令和2年7月29日	申請	ゾエティス・ジャパン株
品目	エクセーチ	年月日	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	者名	式会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競 合 企 業 名
競合品目1	セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬株式会社
競合品目2	セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬株式会社
競合品目3	セファガード	MSDアニマルヘルス株式会社

#### 競合品目を選定した理由

競合品目1については、エクセーデCと同じセフチオフル製剤であり、牛の趾間フレグモーネに対して効能を有することから選定した。競合品目2と3については、対象動物に牛を含むセフェム系注射剤のうち、売上高上位2品目を選定した。

申請	マリンジェンナー カワ	申請	令和元年9月30日	申請	バイオ科学株式会社
品目	ハギαβ	年月日	市和元年9月30日	者名	ハイオ科子休式芸社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	Mバックイニエ	松研薬品工業株式会社
競合品目2		
競合品目3		

## 競合品目を選定した理由

当該品目(Mバックイニエ:松研薬品工業株式会社)は有効抗原を Streptococcus iniae 不活化菌体とし、効能効果をかわはぎの ß溶血性レンサ球菌症の予防を目的とする。日本においてかわはぎの ß溶血性レンサ球菌症を予防するワクチンはほかになく、今回申請した品目の対象疾病に対する効能効果の一部を同一とすることから当該品目を競合品目とした。

# 6. 動物用医薬品の毒劇薬の指定の要否について 影響を受ける企業リスト

・審議対象動物用医薬品:メチレンブルーを有効成分とする動物用医薬品

影響を受ける企業 アダプトゲン製薬株式会社 リケンベッツファーマ株式会社 影響を受ける企業 八洲薬品株式会社

# 7. 動物用生物学的製剤基準の一部改正について 影響を受ける企業リスト

・動物用生物学的製剤基準の各条の一部を改正するもの

- 8. 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案について 影響を受ける企業リスト
- 審議対象動物用医薬品:セフチオフルを有効成分とする注射剤

影響を受ける企業 ゾエティス・ジャパン株式会社